

令和8年度（2026年度）
広島市会計年度任用職員

（学校事務員、学校業務員、学校給食調理員、広島特別支援学校事務補助員、幼稚園事務補助員）
募集案内

令和8年（2026年）5月1日
広島市教育委員会教職員課

受付期間 令和8年5月1日（金）～5月20日（水）（必着）

1 採用予定人員等

試験区分	採用予定人員	勤務場所	職務概要
学校事務員 （会計年度任用職員）	10名程度	広島市内の公立学校	児童生徒の就学に関する事務、教科書の給与に関する事務など学校事務に係る業務に従事します。
学校業務員 （会計年度任用職員）	5名程度	広島市内の公立学校	学校の環境整備業務（清掃、低木の剪定、害虫駆除）、施設・設備の維持保全業務（簡易な工作物の製作、補修、塗装）などに従事します。
学校給食調理員 （会計年度任用職員）	5名程度	広島市内の公立学校又は給食センター	給食調理業務に従事します。
広島特別支援学校事務補助員 （会計年度任用職員）	若干名	広島特別支援学校 （南区出島四丁目1-1）	パソコン等による事務処理、電話対応、窓口対応などに従事します。
幼稚園事務補助員 （会計年度任用職員）	若干名	安幼稚園 （安佐南区上安二丁目26-18）	パソコンによる事務処理、清掃、花壇の手入れなどの軽作業などに従事します。

※ 任用期間は令和8年8月1日以後の採用日から令和9年3月31日までです（令和9年4月1日以後について引き続き1年ごとに勤務をお願いすることがあります。ただし、**65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。**）。

（引き続き1年ごとに勤務をお願いする場合、勤務場所が当初の勤務場所以外の学校等となることがあります（広島特別支援学校事務補助員及び幼稚園事務補助員を除く。）。）

2 受験資格

次の(1)及び(2)の全ての要件を満たす人

- (1) 次のいずれかに該当する人（令和8年7月31日までに取得見込みの人を含む。）
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- (2) 次のいずれにも該当しない人
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

オ 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」となる人

3 試験の日時、会場、試験項目、内容、合格発表（全試験区分共通）

区分	日時・会場	試験項目・内容		合格発表
第1次試験	5月20日（水） までに、郵送（簡易書留） により提出（必着）	書類選考	申込書に記述された応募の動機、自己PR等を基に選考	6月2日（火） （発送予定）
第2次試験	6月13日（土） 袋町小学校 （中区袋町6番36号） 詳しくは、第1次試験の 合格通知書でお知らせ します。	面接	主として人物、識見等について 個別面接	6月26日（金） （発送予定）
		筆記試験 （学校事務員のみ）	学校事務に必要な基礎的技術	
		実技試験 （学校給食調理員のみ）	調理業務に必要な基礎的技術	
		体力測定 （学校業務員、学校給 食調理員のみ）	筋力測定等職務遂行に必要な 体力についての検査	

- (注) (1) 第1次試験、第2次試験の結果は、合否にかかわらず当該試験の受験者全員に通知します。
(2) 第2次試験の詳しい集合日時、会場等は第1次試験の合格者にのみ通知します。
(3) 第1次試験は、書類選考により合格者を決定します。第2次試験は、それまでの成績を総合して合格者を決定します。
ただし、第1次試験及び第2次試験の各試験において、各試験項目の成績が一定基準に達しない場合は、不合格となります。
(4) 電話・メール等での合否の問合せは受け付けません。

4 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類

ア 申込書（最近3か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）

イ 返信用封筒1枚（長形3号（120mm×235mm）の封筒に切手110円分を貼付したもの）

〔第1次試験の結果を返送します。宛先に受験者の郵便番号・住所・氏名を明記してください。〕

なお、提出書類は受付後、返却しません。また、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。

(2) 提出先

〒730 - 8586

広島市中区国泰寺町一丁目7番40号（APエルテージ国泰寺ビル5階）

広島市 教育委員会 教職員課

(3) 受付期間

令和8年5月1日（金）から5月20日（水）まで（必着）

郵送により、5月20日（水）までに上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。なお、持参による申込書の受付は行いません。

※必ず簡易書留で、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

※5月18日（月）以降に投函される場合は、速達としてください。

(4) 個人情報の取扱い

申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。

5 採用

- (1) 合格者は、採用候補者名簿（原則として令和9年3月31日まで有効）に登載し、令和8年8月1日以降、欠員に応じて順次採用する予定です。
- (2) 採用辞退者を一定数見込んで合格者を決定しますので、合格者数は採用予定人員を上回ることがあります。このため、**合格しても令和9年3月31日までに採用されないことがあります。**
- (3) 日本国籍を有しない人で、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和8年7月31日までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (4) 採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

6 待遇、勤務条件等

(1) 勤務時間

試験区分	勤務時間
学校事務員	原則として、1日5時間45分、1週間平均28時間45分勤務です。 ただし、令和9年4月1日以後について引き続き1年ごとに勤務をお願いする場合、原則として1日5時間45分、1週間平均28時間45分勤務となりますが、希望者については、勤務時間が1日7時間45分、1週間平均38時間45分勤務となる場合があります。
学校業務員	原則として、1日5時間45分、1週間平均28時間45分勤務です。
学校給食調理員	給食実施日は1日6時間45分勤務です。ただし、年間平均で5時間45分勤務（週28時間45分）となるよう、給食を実施しない日（夏季休業等）で勤務時間を調整します。
広島特別支援学校事務補助員	原則として、1日5時間45分、1週間平均28時間45分勤務です。
幼稚園事務補助員	原則として、1日5時間45分、1週間平均28時間45分勤務です。

(2) 勤務を要しない日

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで及び8月6日
ただし、学校行事等により勤務を要することがあります。

(3) 給与等

試験区分	初任給（令和8年4月1日現在）
学校事務員	約152,000円
学校業務員	約181,000円
学校給食調理員	約183,000円
広島特別支援学校事務補助員	約138,000円
幼稚園事務補助員	約141,000円

この他に交通費、期末・勤勉手当が規定に基づいて支給されます。

また、勤務実績に応じて時間外勤務手当が支給されます。なお、上記金額は給与改定等により変更となる場合があります。

(4) 休暇

年次有給休暇や慶弔、子育てに関する特別休暇（有給）等があります。

(5) その他

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、災害補償制度等の適用があります。

7 その他、受験に際しての注意事項

- (1) 試験会場には駐車できませんので、車での来場は御遠慮ください。
- (2) 6月9日(火)中に第1次試験の結果が届かない場合、又は不明な事項があれば、教職員課まで問い合わせてください(試験の内容に関わる質問にはお答えできません。)
- (3) 出願内容や採用までの手続において、学歴、職歴、資格、賞罰等の重要な経歴の詐称があった場合や、採用候補者名簿の対象となる職に必要な適性を欠くことが明らかとなった場合は、名簿登載を取り消します。また、当該事実が条件付き採用期間中に判明した場合には免職とし、採用後に判明した場合には、関係規程に基づき懲戒処分等の対象となります。
- (4) 令和8年12月25日までに施行予定の子ども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本来の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、受験資格の一つとして、特定性犯罪の前科がない(特定性犯罪事実該当者ではない)ことを求めることとしています。このため、採用選考過程において、出願時の申請内容等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
- (5) 令和8年12月25日までに施行予定の子ども性暴力防止法に基づき、内定者は犯罪事実確認のため、一定の期限までに、子ども家庭庁に対して戸籍情報等の提出を行う必要があります。犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合や、戸籍情報等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合には、当該手続の段階に応じて、名簿登載の取消し、条件付き採用期間中の免職又は採用後における関係規程に基づく懲戒処分等の対象となります。

◇ 問合せ先 ◇

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目7番40号 AP エルテージ国泰寺ビル5階
広島市 教育委員会 教職員課 TEL (082) 504 - 2484 [直通]